

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金 「宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」に関する資料

(令和3年6月14日 函館商工会議所作成)

【注意事項】下記ご承諾のうえご利用下さい

- 本資料は月次支援金の支給を確約するものではなく、不支給の場合でも当所は一切の責任を負いません
- 本資料は月次支援金申請に添付するものではなく「保存書類」として事業者が保存しておく資料に位置づけられるものです
- 申請事業者が月次支援金の支給対象であるかどうかは、申請後、支援金事務局から支給要件を満たすかどうか問合せがあった際に、関係する保存資料（例：「個人顧客との継続した取引を示す帳簿書類」＝主として売上台帳）が提出可能であることが必要です

■所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等であると分かる統計データ（4月分申請用）

【事業所が「南渡島」に所在する場合】（中小企業庁が例示する方法に基づく抽出）

資料出所：V-RESAS－新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化システム <https://v-resas.go.jp/>

「北海道の都道府県を跨いだ移動－他都道府県からエリアへの移動」

抽出地域：南渡島(函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町)

抽出期間：2020年12月第1週

抽出結果：4月発令の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置地域からの
移動者構成比 50.87%

都府県	構成比%	都府県	構成比%
東京都	19.434443390	大阪府	3.312316313
埼玉県	10.147964900	兵庫県	1.811946295
神奈川県	10.144074430	京都府	1.255016387
千葉県	4.767522994	7都府県計	50.8732847%

上記統計データにより、函館市及び南渡島地域は「宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域」に該当しています